

学校において予防すべき感染症

◇感染症の種類と登校停止期間の基準

※学校保健安全法より抜粋

感染症の種類		登校停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘瘡・南米出血熱・痘瘡	
	マールブルグ病・ラッサ熱	
	急性灰白随炎・ジフテリア	
	重症急性呼吸症候群(SARS)	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
	鳥インフルエンザ	
	指定感染症	
	新感染症	
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	ノロウイルス	
	コレラ細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸感染症	
	腸チフス・パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎 その他の感染症	